

(趣旨)

**第1条** この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、住居手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

**第2条** 条例第10条第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 国、地方公共団体、公共企業体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員
- (2) 職員の扶養親族たる者（条例第8条第2項に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

**第3条** 条例第10条第1項第2号の規則で定める住宅は、前条第1号に規定する職員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

**第4条** 条例第10条第1項第2号の規則で定める職員は、紀南環境広域施設組合職員単身赴任手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第16号）第5条第3項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であった住宅（組合が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

**第5条** 新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

**第6条** 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があった場合は、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において、必要があると認めるときは、職員に対し、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

(家賃の算定の基準)

**第7条** 第5条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、管理者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

**第8条** 住居手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

**第9条** 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第10条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。